

第1条 （サービスについて）

USEN GATE 02 ネットワーク製品保守サービス（NDL）（以下「本サービス」といいます。）は、NTT データルウィーブ株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 （約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 （適用関係）

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、および「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

第4条 （利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

2 利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

第5条 （利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、利用申込者に対して承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第6条 （本サービスの範囲）

当社が提供する本サービスの範囲は、以下の各号に定めるものとします。

- (1) オンサイト保守サービス
- (2) センドバック保守サービス
- (3) Meraki 障害ケース申請代行等サービス
- (4) Mist 障害ケース申請代行サービス
- (5) クラウド製品サポートサービス
- (6) ネットワーク監視サービス
- (7) ソフトウェアサポート
- (8) ライセンス

2 前項各号に定めるサービスの詳細については、別途仕様書において定めるものとします。

第7条 （本サービスの提供可能期間）

本サービスは、メーカーによる保守部材供給停止等により本サービスの実施が困難となった日までをサービス提供可能期間とし、提供可能期間終了とともに、当該提供可能期間終了に係るサービスがサービス終了するものとします。

第8条 （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、本サービスの契約期間中発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を一括して支払うものとします。なお、本サービスの契約期間は、当社から利用申込者へ通知します。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

4 理由の如何を問わず、当社は、契約者に対して支払済みの料金を返金しません。

第9条 （設置場所の移転）

契約者は、対象機器の設置場所を移転する場合には、移転予定日の 20 日前までに移転後の設置場所を書面により当社に通知するものとする。なお、この通知がなされなかった場合、契約者は、当社が本サービスを実施できない場合があることをあらかじめ承諾します。

第10条 （契約者の協力）

当社は、本サービスの実施において必要と判断した場合、契約者に対し、次の各号に定める協力を要請することができるものとし、契約者は、当該要請に応じるものとします。

- ① 必要な資料および情報（障害内容、機器設定情報等を含む）を契約者の費用と責任において当社に提供すること。
- ② 必要な通信環境を契約者の費用と責任において準備すること。
- ③ 本サービスの実施に必要な範囲内で対象機器の稼働を停止すること。

2 契約者は、本サービスを実施するために当社の保守要員が対象機器の設置場所に立ち入ることを認めるとともに、本サービスの実施に必要な作業場所、備品、記録媒体その他の消耗品、電力、水道等は無償で提供するものとします。

3 契約者は、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の稼働停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅等に備え、契約者の費用と責任において適切な措置を講じておくものとし、当社は、契約者が当該措置を怠ったことにより契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、当社が本サービスを実施する上で必要な対象機器の構成および設定情報等を

事前に当社に提供するものとしします。当社は、この情報が第16条に記載する秘密情報等に該当する場合、同条に従い当該情報を秘密として取扱うものとしします。

第11条 （契約者が行う利用契約の解約）

1 契約者は、本サービスの利用契約を、利用契約の申込み後および契約期間中は解約することができないものとしします。

2 前項の規定にかかわらず、契約者がやむを得ない事由により解約を希望する場合、当社は、契約者と協議の上、解約を認めることができるものとしします。この場合、契約者は、当社が別途定める解約手数料を支払うものとしします。

3 前二項の規定に基づき解約した場合であっても、当社は、契約者に対し、既に支払われた料金を返金しないものとしします。

4 契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとしします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとしします。

第12条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 銀行取引停止処分を受けたとき

(2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき

(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき

(4) 解散の決議をしたとき

(5) 違法行為をしたとき

(6) 本契約に違反したとき

(7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき

(8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとしします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用開始予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第13条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとしします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとしします。

3 当社は、以下の各号に定める事項については、その責任を負わないものとしします。

(1) メーカー提供のクラウドサービスに係る問題解決

(2) コンピュータウイルス、電氣的ノイズ、公衆回線障害、その他外的要因で生じた故障および損傷

第14条 （損害賠償）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたと

きは、契約者は、当社および特定協定事業者が生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者に直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、賠償する責を負うものとします。なお、この場合の賠償金の額は、当社が契約者から直近1年間に受領した本サービスの利用料金（ただし、機器の販売代金や設置費用等の初期費用その他の特別な費用は除きます）の合計額に相当する額を上限とします。

第15条 （秘密情報および個人情報の取扱い）

当社は、利用契約に基づき知り得た相手方の秘密情報および個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める個人情報（以下「秘密情報等」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして、本サービスの提供に関係のない第三者へ提供、開示または漏洩しないものとします。ただし、秘密情報については、①開示時において公知のもの、②開示後受領者の責めによらず公知となったもの、③受領者が独自に開発したことを受領者が証明したもの、または④正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持義務を課されることなく入手したことを受領者が証明したものは除くものとします。

2 当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

3 当社は、本サービスの提供に必要な場合、秘密情報等を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）および第16条に基づき業務を委託したものと共同利用することがあります。

第16条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第17条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

当社および利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第18条 （存続条項）

利用契約が期間満了または解除、その他の事由の如何を問わず終了した場合であっても、第13条（不可抗力）乃至第14条（損害賠償）、第16条（業務の委託）乃至第20条（合意管轄）の規定は効力を有するものとする。

第19条 （準拠法）

本約款の準拠法は、日本法とします。

第20条 （合意管轄）

契約者と当社との間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上